

## 会 議 の 経 過

委 員 長（長根一男君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の委員会を開く前に、昨日の苫米地繁雄委員の質問に関して、全て回答を得ていないことから、認定第1号の認定については撤回したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

ご異議なしと認め、特別委員会を開きます。

昨日の苫米地繁雄委員の質問に関して、回答したい旨の申出が福祉課長からありましたので、発言を許します。

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

おはようございます。

開会前にお時間をいただきまして、申し訳ございません。

昨日の特別委員会におきましての苫米地委員からのご質問に対してお答えいたします。

まず、決算報告書32ページ、下段の黒丸印、子ども子育て支援事業のその他についてです。

このその他についてですが、地域型保育給付を指しておりまして、地域型保育給付には、小規模保育、それから、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、特例保育がございます。町内で利用している児童は、年間1ないし2名となっており、それぞれの施設種類において記載すべきでございましたが、利用者が少ないということから、その他という表記をしておりました。

令和5年度は、事業所内保育が1か所となります。令和4年度につきましては、小規模保育が1か所、事業所内保育が1か所となっております。

次に、決算報告書33ページ、上段の丸印、委託料の子ども・子育て支援事業の表について

です。

子ども・子育て支援事業の表中、右側中段の委託事業名、特別保育事業（障害児保育）の表記及び箇所数、2と表記がありますが、これは記載誤りとなります。特別保育事業は町単独事業となるため、補助金となるためです。次の丸印の補助金にあります特別保育事業が正しいものとなりますので、表中の特別保育事業（障害児保育）及び箇所数の2は、削除をお願いいたしたいと思います。

委託料の金額につきましては、国、県の補助金対象である事業分で計上してありますので、4,489万2,000円で間違いはございません。

また、特別保育事業の箇所数を、令和4年度は4か所、令和5年度が2か所という表記をしておりましたが、令和5年度においては、町内の認定こども園が2か所という意味で記載しておりました。特別保育事業を行っている認定こども園は、町内に2か所、町外に2か所の計4か所となりますので、補助金につきましても352万8,000円で間違いはなく、令和4年度と同額となります。

次に、決算報告書35ページ、上段の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業の表についてですが、表中の6歳以上と6歳未満についてですが、令和5年度は、各医療機関からの接種料の請求が6歳以上、6歳未満で計算されていることや国の交付金の申請の関係から、6歳以上、6歳未満と表記しております。令和4年度につきましては、コロナワクチン接種の予約において、5歳以上と5歳未満で区分をし、取りまとめておりましたので、5歳未満、5歳以上で表記していたと認識しております。

両年度において統一性を持たせるべきでございましたが、コロナワクチン接種につきましては、新たなワクチンが供給されるたびに予約の方法や接種の方法が異なっていたことから、同年度内においても統一した接種率の捉え方ができなかったこともあり、今回のような表記になりましたことをご理解、ご了承をいただきたいと思います。

以上になりますが、決算書の数値等に誤りはございませんが、報告書の作成に当たり、福祉課において、このたびの分かりづらい表記やここ数年で記載誤りを繰り返し、訂正やら修正をさせていただいていることにつきまして、この場を借りて委員の皆様におわびを申し上げます。全ては管理職である私の不徳の致すところでございます。大変申し訳ございませんでした。

委員長（長根一男君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

2 番目に質問したその他、何か所かこういっぱいあるから、その年々で預けるところが違っているからその他にしたというけれども、預けたところを明確に記載すればいいじゃないですか。いずれその他というのを訂正しますか。企画財政課長、その他でいいんですか。

委 員 長（長根一男君）

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

こちらの部分、その他ではなくて、事業所内保育というふうに訂正させていただきます。  
よろしく願いいたします。

委 員 長（長根一男君）

苫米地委員。

1 2 番（苫米地繁雄君）

そうしたほうがいいと私も思いますので、ありがとうございます。

それから、これ非常にわかりづらい。ここは完全に、この表の障害者のところはカットですね、んじや。

委 員 長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

お答えいたします。

委託の表の中から、今、特別保育事業と箇所数 2 となっているのを削除していただければと思います。

よろしく願いします。

委員長（長根一男君）

苫米地委員。

12 番（苫米地繁雄君）

これ、削除していないと二重払いになるよね、だから聞いたわけですけども。これ2か所とあって、これ町内、町外のやつがまた2か所あるんだと。ここを2か所と書いている、前は4か所だったんです。だから、これも計算してみると、あれおかしいなと思ったんです。下計算してみると4か所出ているし、上のほう2か所は委託しているし、これどうなっているんだろうなと思って聞いたわけです。

分かりました。

それと、これは間違いでしょう。5歳未満、5歳以上、それが今ここで、6歳未満、6歳以上というのは、間違っていないですか、さっき答えたの。答弁。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

令和5年度の実績を出すに当たりましては、6歳以上、6歳未満という表記で捉えておりますので、令和5年度の表記に関しては間違いがございません。

しかし、先ほどお話ししたように、令和5年度中においては、予約を取る段階でそのようになっていたということで認識をしておりましたので、ご理解いただければと思います。

委員長（長根一男君）

苫米地委員。

12 番（苫米地繁雄君）

理解しろと言うから理解するようにしますが、私は、これ間違っていると思います。今、これが正しく、6歳以上、6歳未満、これが正しいんじゃないかなと、そのように感じておったもんですから聞きました。

私が何でこんなことを聞いているかという、何でこんなくだらないことを聞いてんだべと思うについて、年ばり取ってと言っているかもしれない、思っている人たちがいると思いますけれども、これだけ間違いが毎回あるんです、毎回。調べると、まだまだあるんです。

けれども、それどこから来るかという、職員たちのやっぱり信頼性というのかな、あんまり信頼性があり過ぎるからこうなっているか分かりませんが、例えば、下の職員がこれをまとめるんだと思いますけれども、それを補佐に持って行って、これをチェックしてもらおうと思うんです。そのときに、いろいろと話が出ると思います。間違っているものは、これ間違っているんだ、これ正しいんだ、これよくやったとかと褒める。それを今度、課長たちもそれに入ってやっているとします。けれども、そのやり方が足りないんじゃないの。それで、その課から出てきて、今度企画財政課にいきますよね。企画財政課だって、ちょっと見ればすぐ分かる。私でも、こうめくっていけばすぐ分かるんだもの。すぐ分かると思うんです、間違いぐらいは。ですから、そのチェックを本当にやっているのかと、そのことを本当は聞きたい。

もちろん町長も、前回の予算委員会でこういうのが出たなと思ったら、その辺をよくチェックをして、今度はしっかり答弁しなければならないなとかと思わなければならないでしょう。

まず職員の融和を図らなければ、この前、松村委員から一般質問で、職員の指導をどうしているか、人材育成どうしているかという質問もありましたよね。私は、担当職員を呼んでうんと聞くような町長の答弁を聞いたんで、それではまた亀裂が入るぞと思った。そうじゃなくて、担当課の課長ですよ、やっぱり。課長が職員を信頼して、職員と融和を図っていくように課長を指導していかないと、町長が。そうすれば、そのチェックの段階で、必ずもうぱっと見れば分かるようなことでも、こうして私に言われている。なんで苦米地がこんなことしゃべってと言うかもしれないけれども、私は、この職員の皆さんの、皆さん方の融和を図りたい、皆さんがしっかりやってもらいたい、いい職員でありたい、いい課長でありたい、いい町長になりたいと、こういう町をつくりたいと思って、老婆心ながらこのことを今話したんです。

ですから、課長たちに少しきつく言ってもいいんですから、課長は、下の職員に優しく、下の職員を信頼して、よくよく検討し合うという、そういうことをすれば、こういう間違いはそんなに出てこないと思います。

以上、申し上げて、私、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

委 員 長（長根一男君）

それでは、お諮りいたします。

討論省略をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号 令和５年度六戸町一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

それでは、本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開きます。

開議（午前１０時１５分）

委 員 長（長根一男君）

六戸町議会委員会条例第１９条に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿であります。

委員並びに理事者側の皆様をお願いいたします。

説明及び質疑は、決算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示の上、簡潔にお願い

いたします。

また、答弁も簡潔にお願いいたします。

発言される際は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、発言されるようお願いをいたします。

議事進行は各会計ともに歳入、歳出を一括して質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

これより各特別会計決算審査に入ります。

認定第2号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

おはようございます。

認定第2号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、こちらの決算報告書によりご説明いたします。

61ページをご覧ください。

まずは、上段の表、一般状況の一部負担割合等については、前年度と変更はございません。

その他の保険給付は、出産育児一時金が単価8万円の増となっております。

中段の表、世帯数は、令和5年度末で1,503世帯、前年度に比べ43世帯、2.8%の減、一般被保険者は2,378人で、前年度に比べ96人、3.9%の減となりました。

下段の第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

歳入決算額は12億4,177万3,000円で、前年度に比べ2.7%の増となり、歳出決算額は12億1,334万1,000円で、前年度に比べ3.2%の増となりました。歳入歳出差引額の2,843万2,000円は、全額を国民健康保険事業基金に積立ていたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

次のページ、62ページ下段の第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

歳入の主なものです。

1 款国民健康保険税の2億6,552万5,000円で、前年度に比べ11.0%の減となり、歳入全体の21.4%を占めております。税額の減については、農業所得が夏場の高温障害が原因で

大幅に減少したことが影響したものでございます。

なお、収納率は、次ページの63ページ、上段の表になります。

令和5年度の欄の一番下の欄、右側、88.6%、前年度比2.1%の減となりました。また、2つ下の下段の表、コンビニ納付とスマホ決済、利用率はそれぞれ32.5%と1.7%となっております。

62ページ、第3表に戻ります。

5款県支出金は、療養費等に係る県からの普通交付金及び特別交付金で7億8,561万1,000円で、前年度に比べ0.5%の増となり、歳入全体の63.3%を占めております。

7款繰入金は、一般会計と国民健康保険事業基金からの繰入金で計1億8,761万4,000円で、前年度に比べ52.8%の増となり、歳入全体の15.1%を占めております。増額の主な理由は、一般会計からの繰入金は前年度比5.6%の減であったものの、国保標準システム導入等への国民健康保険事業基金を充当したため、増額となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

64ページの第5表、歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の主なものは、1款総務費は、国保標準システム導入事業により6,102万3,000円の増、計8,956万4,000円で、前年度比213.8%の増となり、歳出全体の7.4%を占めております。

2款保険給付費の7億4,779万8,000円で、前年度に比べ0.8%の増となり、歳出全体の61.6%を占めております。

給付費の増額の理由は、2点ございます。1つ目は、総医療件数が前年度比361件の増加、2つ目、1人当たりの医療費が前年度比8,842円の増加ということになります。つまり、その全体の医療費、医療件数、1人当たりの医療費ともに増加したこと。この2点が増加につながったというような認識をしてございます。

3款国民健康保険事業費納付金は3億5,188万3,000円で、前年度比6.6%の減となり、歳出全体の29.0%を占めております。

5款保健事業費は、人間ドックや特定健診等の経費1,733万3,000円で、前年度に比べ13.2%の増となりました。

8款諸支出金は、前年度の国庫負担金の精算に伴う返還金などで676万円となり、前年度に比べ45.6%の減となりました。

65ページからは、保険給付費の内訳や保健事業費の内容等、施策の概要を記載してござい

す。

以上で認定第2号の説明を終わります。

委員長（長根一男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

1ページから41ページまでであります。

質疑ございませんか。

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

決算書の36ページ、それから、概要書の66ページ、特定健診事業についてちょっとお尋ねします。

私、必ずこの場で特定健診について説明を受けているわけなんですけど、この特定健診受診者、対象者、それから、検診率、受診率は、毎年大体このような数字になっております。

確認ですけれども、国保加入者で、この対象者というのは40歳以上でよろしいでしょうか。そこを1点です。

それと、受診者、私も毎年受診しているんですけども、多分同じ人ばかりかなと思ったりもします。そういうわけで、この目標の達成受診率を60%で設定しております。前にも何回か言っていますけれども、60%であれば、どのようにすればその数値に近づくのか。ですから、他の自治体でもそういった事例があったら調べて、それを参考にしたらどうかと私は提案したことを記憶しております。そういったところで、こういったところどういうふうに考えているのか。もう頭打ちになっているということで、私はそう思っております。

それから、もう1点、下のほうの委託料の保健指導事業業務となっております。

これは、前年度は300万円弱ぐらいで、令和5年度は140万円近く増えています。結構な事業だと思います、これは。非常にいい取り組みだと思いますので、こういった内容のものか、そこら辺のところを2点、回答をお願いします。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

高坂委員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、健診のほうの対象が40歳以上かどうかというご質問でしたが、40歳以上で間違いはございません。

同じ人が来ているような顔ぶれというのに関しては、実際私もその現場を見ているわけでもないんですけども、同じような顔ぶれかどうかというのはちょっとお答えできないので、ご理解ください。

あと、特定健診の率に関しては、毎年60%前後を推移しているというのは、報告書のほうにもついている状態などでそのとおりなんですけど、他の市町村でどういうふうなことをやっているかということにつきましては、今後、その辺も調査といいますか、調べた上で、取り入れられるものは取り入れて、受診率向上に努めていきたいと思っておりました。

以上になります。

委員長（長根一男君）

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

2点目の質問、保健事業の事業費の増額について申し上げます。

今年度、第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画の策定をさせていただきます。

主な内容としましては、町で保有する健康データを活用して、保健事業の実施ですとか、健康の増進、生活の質の向上、そういったところの計画をしていくというところの計画を立てる予定でございます。期間は、令和6年度から令和11年度の6年間の計画期間となっております。

以上です。

委員長（長根一男君）

高坂委員。

8 番（高坂 茂君）

1点目のほう、受診率の向上についてです。

ほかの自治体とか参考にしながら受診率の向上に努めるということ、まず徹底すること。そして、私の感想としては、年々受診の日程なんかでもかなり改善されているのかなと思っています。非常にやりやすくなっているのも感想としてあります。多分サラリーマンであれば、お勤めであれば、なかなか土日以外は休めないというのも要因で、頭打ちになっているのかというのがあります。そういったところで、このぐらいの不安はありますけれども、もしも、もっともっといいアイデアとかあれば、それを取り入れて実施していただきたい。

もう1つの委託料の件ですけれども、そういう計画業務でやっているということであれば、ぜひともそれフィードバックできるような体制を取って、もっともっとやはり健康に関する情報を発信していただきたい。

これをお願いして、私の質問を終わります。

委員長（長根一男君）

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

先ほど質問にお答えした中で、特定健診の受診率に関して、私、60%前後というお話をしたと思うんですが、これ間違いでございまして、訂正させていただきたいと思います。

受診率は、令和5年度においては39.4%、例年39%前後を推移しているということになります。

それから、先ほど他の町村をということでお話ししましたが、それはもちろんそのとおりなんですけれども、令和5年度においては、集団健診というよりも個別健診の拡大に力を入れておりまして、他の医療、集団健診ではなく医療機関のほうを、契約した医療機関を2件ほど増やして、十和田外科内科と十和田東病院と委託契約して、個別健診のほうで健診の受診率を上げていただくように努力しておりました。その結果、ここ数年ですけれども、確かに集団健診と個別健診、特定健診の中にあるんですけれども、それを分けて見たときに、ここ数年ですけれども、集団健診の受診率は多少こう下がってきているんですけれども、個別健診のほうは少しですけれども上がってきている。ただ、それを両方足して平均を出すと、

やはり例年どおり39%台を推移しているという形になっておりましたので、先ほどの質問の  
お答えに追加させていただきたいと思います。

以上です。

委 員 長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定については、  
原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といた

します。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

認定第3号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の67ページから71ページとなります。

まず、68ページをお開き願います。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

令和5年度の決算額は、歳入が前年度比36%減の5億363万9,000円で、歳出は前年度比44.8%減の4億3,149万3,000円となり、歳入歳出差引額の7,214万6,000円は、全額を令和6年度からの地方公営企業法を適用した下水道事業会計へ引継ぎ金として計上しております。

次に、69ページ上段の第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

歳入の主なものにつきましては、2款使用料及び手数料は、下水道使用料ほかで6,042万8,000円となり、3款国庫支出金は、補助事業の減などにより、前年度比76.1%減の4,940万円となりました。5款繰入金は、一般会計繰入金ほかで2億9,235万3,000円となり、7款諸収入は、馬淵川流域下水道維持管理負担金精算金などで1,013万円、最後に、及び8款町債は8,589万9,000円となりました。

その下の第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

1款事業費は、総務管理費及び建築事業費で、決算額は、前年度比49%減の2億9,920万5,000円となりました。減額の主な理由としましては、令和4年度に流域下水道へ接続する整備事業が完了したことによりまして、令和5年度は前年度に比べ減額となりました。

2款公債費は、長期資金の元金及び利子の償還金として1億3,228万8,000円となりました。

次の70ページから71ページは、施策の概要を記載しておりました。

以上で認定第3号の説明といたします。

委員長（長根一男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

42ページから66ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和5年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

認定第4号 令和5年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明申し上げます。

決算書の73ページから76ページとなります。

まず、73ページの第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

令和5年度の決算額は、歳入が前年度比7.1%減の1億3,337万円で、歳出は前年度比11.5%減の1億2,707万8,000円となり、歳入歳出差引額の629万2,000円は、全額を令和6年度からの地方公営企業法を適用した下水道事業会計へ引継ぎ金として計上しております。

次のページの74ページの上段の第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

歳入の主なものといたしましては、2款使用料及び手数料が農業集落排水使用料ほかで1,288万6,000円となり、4款繰入金は一般会計繰入金1億1,658万3,000円で、7款町債は390万1,000円となりました。

その下の第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

1款事業費は、総務管理費で、施設維持管理経費や地方公営企業法適用支援業務及びマンホールポンプ関連の工事などで3,322万3,000円となり、2款公債は、長期資金の元金及び利子の償還金で9,385万5,000円となりました。

75ページ、76ページは、施策の概要を記載しております。

以上で認定第4号の説明といたします。

委員長（長根一男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

67ページから87ページまでであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和5年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定については、  
原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてを議題と  
いたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

それでは、認定第5号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、決算  
報告書によりご説明いたします。

決算報告書77ページをお開き願います。

1号被保険者の状況は、前年度比1人、0.03%増の3,652人であり、高齢化率は34.3%で

ございます。

介護保険料の賦課の状況については、表のとおりとなっております。

78ページをお開き願います。

要支援・要介護認定状況です。要支援の方は7人増加、要介護の方は16人減少しております。また、総合事業の事業対象者は44人で、合計では11人減少し、550人となっております。

サービス利用状況は、居宅サービス利用者が383人、施設サービス利用者が合計で108人、地域密着型サービス利用者が合計で68人、総合事業利用者が合計で66人、各種サービスを合計しますと625人の方が利用しております。

次に、決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

令和5年度の歳入決算額は、前年比1.1%減の14億2,336万1,000円、歳出決算額は前年度比4.4%減の13億4,011万円となりました。歳入歳出差引額は8,325万1,000円となり、その全額を基金に繰入れいたしました。

79ページ中段の第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

1款保険料は、65歳以上の1号被保険者の保険料で、前年度比0.5%減の3億472万4,000円、5款国庫支出金は、国負担分の負担金及び補助金で、前年度比2.9%減の3億2,960万6,000円、6款支払基金交付金は、40歳から64歳までの2号被保険者の保険料で、前年度比1.0%増の3億5,172万8,000円、7款県支出金は、県負担分の負担金及び補助金で、前年度比3.0%減の1億8,635万3,000円、9款繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、前年度比1.2%減の2億4,644万8,000円となりました。

次に、第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

1款総務費は、人件費やシステム経費、介護認定審査等に係る経費で、前年度比3.6%増の6,933万8,000円となりました。2款保険給付費は、介護保険サービスに係る経費で、前年度比3.5%減の11億9,723万円で、歳出総額の89.3%を占めております。5款地域支援事業費は、介護予防、生活支援サービス事業や一般介護予防事業、任意事業等に係る経費で、前年度比3.3%増の5,098万6,000円となりました。6款諸支出金は、介護保険料過誤納還付金のほか、介護給付費負担金返還金等で、前年度比50.3%減の2,255万1,000円となりました。

80ページから84ページは、施策の概要でございます。

以上で認定第5号の説明を終わります。

委員長（長根一男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

88ページから136ページまでであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（長根一男君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

認定第6号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

85ページをご覧ください。

上段の表、一般状況の対象者数は、令和5年度末で1,886人、前年度に比べ48人の増となっております。

中段の第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

歳入決算額は1億4,895万円で、前年度に比べ2.6%の増となり、歳出決算額は1億4,393万5,000円で、前年度に比べ1.2%の増となりました。歳入歳出差引額は501万5,000円で、全額を翌年度の繰越金として処理いたします。

下段の第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をご覧ください。

歳入の主なものは、1款後期高齢者保険料の9,550万7,000円で、前年度に比べ5.9%の増、歳入全体の64.1%を占めております。増額の理由としましては、対象者数の増加によるものでございます。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金で5,018万7,000円となり、前年度比1.3%の増、歳入全体の33.7%を占めております。

次に、86ページ下段、第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の主なものとしまして、1款総務費、人件費や消耗品などで781万8,000円、前年度比7.6%の減、2款分担金は、県後期高齢者医療広域連合への負担金で1億3,581万9,000円となり、前年度比1.7%の増となっております。

87ページには、広域連合負担金の内訳など、施策の概要を記載しております。

以上で認定第6号の説明を終わります。

委員長（長根一男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

137ページから153ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(長根一男君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（柴山英夫君）

認定第7号 令和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定について、決算報告書を基にご説明申し上げます。

決算報告書の89ページをお開き願います。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

令和5年度の決算額は、歳入、歳出ともに3億7,596万1,000円で、歳入につきましては前年度に比べ9.7%の減少、歳出につきましては8.7%の減少となりました。

90ページをお開き願います。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

1款診療収入は、外来収入がやや増加したものの、コロナウイルスワクチン接種費減少により、前年度比0.3%減の1億7,884万9,000円となりました。2款使用料及び手数料は、診断書作成件数等が増えたことによりまして、前年度比10.5%増の45万2,000円となりました。3款県支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金が町の事業となったことによりまして、前年度比13.1%減の7,960万4,000円となりました。4款繰入金は、財政の収支均衡を図るための財源補填によるもので、前年度比24.5%減の1億837万4,000円となりました。5款諸収入は、町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金などにより、前年度比207.4%増の428万2,000円となりました。6款繰越金につきましては、整形外科外来に用いる超音波骨密度測定装置ほか医療機器の購入費用について事業費の繰越しをしたものでございまして、440万円となりました。

第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

1款総務費は、人件費、施設維持費などですが、看護職員の減による給与費や診療所施設の改修に伴う大規模な工事がなくなったことによりまして、前年度に比べ18.1%減の2億4,265万5,000円となりました。2款医業費は、医業活動に伴う医療機器、医薬品等の費用ですが、医療機器の購入等によりまして、前年度に比べ19.3%増の1億1,215万円となりました。3款公債費は、前年度比1.7%減の2,115万6,000円となりました。

91ページからは、施策の概要でございます。

以上で認定第7号の説明を終わります。

委員長（長根一男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

154ページから180ページまでであります。

質疑ございませんか。

下田委員。

9 番（下田敏美君）

報告書の91ページですが、毎年話題になる1日平均の患者数ですが、令和5年度は46名、前年度比6.8名増えているということですが、私の考えいきますと、大分丸が1つ少ないぐらい患者数が少ないなど、毎年そう思うんですが、事務長も今年4月に変わりました。やっぱり整形外科の影響かどうか分かりませんが、6.8人増えたのは、その影響かなと思います。やっぱり、信なくして、医者、信なくして未来がないと、診療所の。ですから、事務長先頭に、やっぱり患者の信頼を得るように、PRなりいろんなことを考えて、患者を増やしてほしい。繰入金も1億円超えています。

過去に私、職員時代にこう考えたときには、逆に病院から町へ繰入れしたこともあります。黒字経営で町に出したこともあるんですが、夢物語で、やっぱり今は2桁台というのは、非常に悲しいことです。ですから、新事務長ですし、患者を増やすことを期待します。

委員長（長根一男君）

診療所事務長。

診療所事務長（柴山英夫君）

ただいまの下田議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度の患者数が増えた主な要因、やはり整形外科外来のおかげでございます。一般診療の患者は減少しているんですけれども、前事務長の、お力添えとかもあったんですけれども、整形外科の先生、週1日だけなんですけれども来ていただいたおかげで、昨年度は約900名、整形外科のみで患者さんいらっしゃっています。

昨年度の決算で、1日平均46名というふうなお話ありました。ピーク時では、平成28年、診療所になる前ですと、1日平均69名という人数でございました。それに比べますと、大分人数は減ってございます。それに伴いまして、繰入れも、幾ら頑張っても減らないというような悪い負のスパイラルというか、いい状況ではないんですけれども、今後、我々スタッフ一同が、事務長が、所長を先頭にして、この診療所でよかった、来てよかったというふうな、選ばれるような診療所経営に努めてまいりたいと思いますので、ご支援と皆様のご理解のほうを賜りたいと思います。

委員長（長根一男君）

下田委員。

9 番（下田敏美君）

よく分かりました。事務長を先頭として、医師と連携を取って、いかにして患者を増やしていくか、その辺を十分コンタクトを取って、今後診療所経営をしてほしいと。

以上です。

委員長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

9 番（下田敏美君）

すみません。町長の考え、もしあったら。診療所の。

委員長（長根一男君）

町長。

町長（佐藤陽大君）

今のお話の流れで、お答えをさせていただきたいと思います。

私も就任してから、診療所のほうには幾度となく足を運ばせていただいて、所長並びに病院の方々、技師の方々とも、お話を都度重ねさせていただいております。やはりトップの意識が変わらなければ病院の中身も変わらないのではないかということで、今まで、前町長

をはじめ、いろんな方々が改善に取り組んできた中でも改善がなされなかったということでしたけれども、私はそれを何とか、就任に当たって、事務のみんなと、事務長含め、みんなとこう改善していきたいなというので、新たに様々な取り組みをしていきたいというように考えておりますので、今しばらくちょっと様子を見ていただいて、努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解いただければというように思います。

以上です。

委 員 長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

今の下田委員の質問とダブるわけなんです、考えていただきたいと思うんです。あの病院というものは、黒字を出すに初めからやっていないわけです。町民の医療を確保するために建設をした病院なわけですから。ですから、あれから収益を上げるという考え方が、これはちょっと無理があつて、町民の医療をどう確保するのかというふうな、そういうようなことで建設をした病院なわけですから。

ただ、何を申し上げたいかというと、毎年毎年、この1億円を超える一般会計からの繰入れをしているわけであります。ここの数字をもっと詰められないのかというふうなことに尽きると思うんです。それに対する努力は、もう毎回毎回、決算委員会のたびに同じような答弁を繰り返すんですが、事務長はじめ、所長はじめ、町長もそうでありますけれども、もう一歩、足を出して努力をすると。それが大事だと思うんです。それを本気でやるのか、やらないのか、私はここだと思うんです。

あれは最初から黒字を出すのにやった病院じゃないんです。地方自治体の病院というのは、そうでしょう。何軒かはありますけれども。ただ、その中で持ち出し分を減らしていきましよう、ということなわけですから。町民の医療を確保するために建設をした病院なわけですから。この辺のところ、あまりこう、ほら、考え過ぎると、行動する者に対して心配する部分があるから、その辺のところをひとつよく考えていただいて、よろしくお願いします。

委 員 長（長根一男君）

答弁は。いいですか。

町長に求めますか。

町長。

町 長（佐藤陽大君）

答弁としては下田委員と重なる部分ございますけれども、やはり赤字という解釈よりも、やっぱり患者数を増やす、そして、地域の医療施設として町民の信頼を得るというのは、何よりも優先すべきことだと私は考えています。

当然患者さんの数が増えれば、その財政面も改善されるであろうということで、予算よりもむしろ、町民の方々の信頼を得るような医療を確保して、求めていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

委 員 長（長根一男君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長（長根一男君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 (長根一男君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第7号までの令和5年度一般会計決算認定1件、各特別会計決算認定6件、合計7件の議案の審査が終了いたしました。

審査の結果は、いずれも原案のとおり認定であります。つきましては、9月12日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、各委員のご協力により決算特別委員会委員長の職務を果たすことができましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

以上で決算特別委員会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 (午前11時08分)